

令和6年度「佐賀県フレキシブルIT人材育成・確保事業」

業務委託に係る企画コンペ実施要領

令和6年度に実施する「佐賀県フレキシブルIT人材育成・確保事業」（以下「本業務」という。）に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づき企画コンペを実施する。

第1 委託業務の概要

別紙「令和6年度『佐賀県フレキシブルIT人材育成・確保事業』業務委託仕様書」のとおり。

第2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

第3 委託契約額の上限

29,629千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

第4 参加の形態及び資格要件

企画コンペに参加する者は、単独又は共同提案によるものとし、単独提案の場合は次の（1）、共同提案の場合は（2）の資格要件を全て満たすこととする。なお、共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

また、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

（1）単独提案の場合

- ① 県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し、県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者、誘致企業、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ③ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- ⑤ 審査会の日の6か月前から現在までの間、金融機関等において不渡りした者でないこと。
- ⑥ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。及び次のイ及びウに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑦ 令和6年2月28日（水）に開催する説明会に参加した者であること。
- ⑧ 共同事業体の構成員でないこと。

(2) 共同提案の場合

- ① 必ず代表者（幹事者）又は代表となる団体等を定めること。
- ② 構成員のいずれかが（1）の①の要件を満たすこと。
- ③ すべての構成員は、（1）の②～⑥の要件を満たすこと。
- ④ すべての構成員は、他の共同事業体の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。
- ⑤ 構成員のいずれかが、（1）の⑦の要件を満たすこと。

第5 提出書類等

1 提出する書類（PDF形式）及び提出期限

(1) 参加資格審査関係書類（各1部） 令和6年3月7日（木）12時必着

- ① 参加申込書（単独提案：様式1-1、共同提案：様式1-2）
- ② 誓約書（様式2）
 - ※ 誓約書は氏名の欄に契約、申請等の担当部署の責任者の氏名の自署を付記し、法人名、法人代表者の氏名、役職及びふりがなを記名とすること。また、契約、申請等の担当部署の責任者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認できる書面（名刺等）を添付すること。
- ③ 会社概要（任意様式） ※法人の概要がわかるパンフレット等
- ④ 業務実績書（様式3）
- ⑤ 共同企業体に掛かる協定書の写し（任意様式、共同提案の場合のみ）
 - ※ 参加資格の確認結果は、令和6年3月14日（木）までに通知します。

(2) 企画関係書類（各1部） 令和6年3月21日（木）12時必着

- ① 企画提案書
 - ア 様式
 - A4サイズで、任意様式とする。
 - ページ番号は表紙及び目次を除いて通し番号とし、各ページの下部に記載すること。
 - イ 盛り込むべき内容
 - 別紙「令和6年度『佐賀県フレキシブルIT人材育成・確保事業』業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「第2 業務内容」に示す項目を参考に、業務の具体的な内容やスケジュール、事業の実施体制（再委託を行う場合は主な再委託先）など、提案する内容とそれに付随する事項をすべて盛り込んで作成すること。
- ② 実施体制図
 - ア 様式
 - 任意様式とする。
 - イ 盛り込むべき内容

以下のとおり、本業務を履行する体制などについて記載すること。

- ・ 本事業の運営責任者、講座及び体験講座を行う講師、講座の運営、その他業務等の実施体制
- ・ 応募者及び講師が有する関連業務の実績
- ・ 主な再委託先等

③ 見積書

ア 様式

A4サイズで、任意様式とする。他の提出書類とは別冊とすること。

佐賀県産業 DX・スタートアップ総括監宛てとし、企画提案者の商号又は名称、代表者職氏名を記載すること。

イ 盛り込むべき内容

本業務の履行に要する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限の範囲内で見積もること。数量、単価等、積算根拠についても明らかにすること。

また、仕様書中の「第5 事業経費」に記載のとおり、それぞれの経費毎に積算を行うこと。

2 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

メールもしくは任意のファイル共有サービス（提出の翌日までに受け取り完了の返信がない場合は電話等で確認を行うこと）

(2) 提出先

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループ 担当者：井原

MAIL：innovation@pref.saga.lg.jp

3 留意事項

- (1) 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (2) 企画提案書の受領後、佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループが必要であると判断した場合には、補足資料等の提出を求めることがある。
- (3) 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

第6 企画コンペに係るスケジュールと内容

(1) 公募要領の公表

令和6年2月15日（木）に佐賀県のホームページで公表する。

(2) 説明会の開催

日時：令和6年2月28日（水）14時～15時

場所：Web上での実施（上記時刻に後日指定する方法によりアクセスすること）

- ・ 参加者は令和6年2月27日（火）12時までに「第12 担当課」宛てに、法人名（団体名）、説明会参加者名を記載し、メールで申し込むこと。
- ・ 説明会への出席を、応募要件とする。
- ・ 説明会への出席方法については申し込み後にメールにて案内を行う。

(3) 書類の提出

「第5 提出書類等」のとおり。

(4) 企画コンペの開催

ア 委託先の選定

企画提案競技（企画コンペ方式）のプレゼンテーションを、令和6年3月28日

(木) に実施することとし、リモートによる参加も可能とする。

プレゼンテーションの内容と、企画提案書等の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行ったものを選定する。

なお、プレゼンテーションの時間、場所は参加者に別途通知する。

イ 選定基準

企画提案の審査は、別に定める基準に基づき審査する。

ウ 結果通知日

令和6年4月5日（金）を予定。

エ 通知方法

審査結果は、文書によりすべての参加者に通知する。電話等による問い合わせには、一切応じない。

オ その他

プレゼンテーション方法については、特に指定はないが、PowerPoint 等を用いて実施したい場合は、県においてパソコン、プロジェクター及びスクリーンを準備するため、事前に連絡すること。なお、リモートで参加する場合に必要な対応は提案者において行うこと。

第7 業務の委託契約

(1) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続きを行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

(2) 契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、佐賀県財務規則第115条第3項の1号、4号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

また、委託費については事業終了後、請求により支払うものとするが、前金払（委託費の30%以内を上限とする。）も可能とする。

第8 委託料の支払方法

完了払い（前金払い可）

第9 契約の締結

令和6年4月30日（火）（予定）

第10 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に本実施要領「第4 参加資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 他の参加者の協力者となった場合
- (5) その他、本募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

第11 その他留意事項

- (1) 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。

- (2) 提出された書類は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (5) 企画コンペに関する問い合わせは電話・メールで受け付ける。また、質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。
- (6) 令和6年2月定例県議会において、令和6年度佐賀県一般会計予算が議決されなかった場合にあつては、本業務の委託手続きについて中止の措置を行うものとする。
なお、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、本業務に係る準備のために要した費用については、一切補償しないものとする。

第12 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

佐賀県産業労働部産業DX・スタートアップ推進グループ 担当者：井原

所在地 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

電話：0952-25-7586

MAIL：innovation@pref.saga.lg.jp